

課程博士における
博士学位および博士学位論文の質向上のためのガイドライン

2014年10月6日

早稲田大学

目 次

用語の定義	2
I. 大学院生への研究倫理教育	3
(a) 組織としての責任体制の確立	
(b) 各研究科による専門領域に適した研究倫理教育の徹底	
II. 研究指導體制	3
(a) より質の高い研究者を育成する研究指導體制の再構築	
(b) 研究指導を行う教員の専門領域と、指導を受ける大学院生の研究領域の適合性の確認	
(c) 指導教員の交代を柔軟に行える制度の整備	
(d) 博士課程入学時の誓約書の提出	
(e) 博士論文作成までの系統的な管理	
(f) 研究指導の最終過程の明確化	
III. 博士論文の審査体制と審査過程	4
(a) 審査基準・過程の明確化、および博士論文の提出と受理	
(b) 博士論文の審査委員会の設置とその構成	
(c) 博士学位審査の期間	
(d) 審査過程における研究不正への対応	
(e) 博士論文の最終口頭試問	
(f) 博士学位審査における審査委員会の責任と役割	
(g) 博士学位審査における研究科運営委員会および専攻会議の役割と責任	
(h) 博士論文最終版の提出	

用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

<博士論文> 博士学位申請論文。

<審査委員会> 博士学位申請論文審査委員会。一人の主査と複数人の副査で構成され、博士学位の申請者が執筆した博士論文に博士学位を授与すべきか否かの学術的な判断を行う少人数の委員会。

<専攻会議等> 一部の研究科において、研究科運営委員会と審査委員会の間に中位の会議体として設置している会議体。研究科により、「審査分科会」あるいは「領域委員会」と呼ぶ場合があるが、この場合には、審査の過程が「研究科運営委員会」－「専攻会議等」－「審査委員会」の3つの会議体に区分される。3つの会議体の権限と責任については、ガイドラインの中で触れる。

<予備審査／中間報告会等> 研究指導体制の最終段階に近い時期に、研究指導の一環として、博士学位申請者（大学院生）が研究内容を報告する会合。研究科により、「予備審査」、「予備公聴会」、「中間報告会」、「合同研究指導」あるいは「博士論文計画最終報告会」と呼ぶが、これはあくまでも最終審査ではなく、そこに至る過程での中間評価と位置づけることとする。

<最終口頭試問> 審査の段階に入ってから、当該大学院生に対し主査・副査並びに他の教員が博士論文の内容および学識を確認する口頭試問を行う審査の面接を指す。研究科により、「公聴会」と呼ぶ場合もある。

I. 大学院生への研究倫理教育

(a) 組織としての責任体制の確立

- (1) 研究倫理教育の計画・実施の責任者として、研究科毎に研究倫理教育責任者を置く。

(b) 各研究科による専門領域に適した研究倫理教育の徹底

- (1) 博士課程入学直後のオリエンテーション等で「研究倫理」について対面での講義形式のガイダンスを行う。
- (2) 博士論文提出の条件として「研究倫理概論」等の受講を義務づける。研究に関する倫理教育（例：オンデマンド型授業科目「研究倫理概論」等）または研究上の不正行為の防止（例：ビデオ教材「研究上の不正行為の防止」等）の教育を受けた者のみが博士論文提出資格を得ることとする。履修に対する単位認定の有無など実施の詳細は研究科ごとに定める。各研究科で研究不正等を防ぐため、「適切な引用方法」等に係る教材を用意し、指導する。
- (3) データの適切な取り扱い方法など、研究者に不可欠の基礎的作法を身に付けさせる。研究過程の記録を適切に残し、必要な場合に公開すべきことなどを正しく理解し実践できるように、研究者として必ず身に付けるべき行動規範を教育する。
- (4) 不正を行った場合の処分規定の周知および事例紹介を、各指導教員が日々の研究指導において繰り返し行なう。

II. 研究指導体制

(a) より質の高い研究者を育成する研究指導体制の再構築

- (1) 副指導教員を置く。副指導教員の選任の時期および人数等については各研究科にて決定する。

(b) 研究指導を行う教員の専門領域と、指導を受ける大学院生の研究領域の適合性の確認

- (1) 大学院生の研究領域と指導教員の専門領域との適合性を確認する。
- (2) 外部の研究機関に研究指導の一部を委託する場合の責任を明確化する。「本学以外の研究機関に大学院生を預けて、研究指導の一部を依頼する委託研究指導」においては、研究指導の役割分担と責任体制について、機関間および外部研究者と本学指導教員との間で予め明確に取り決めることが必要である。この場合、研究科運営委員会または専攻会議の事前の承認を要する。

(c) 指導教員の交代を柔軟に行える制度の整備

- (1) 必要な場合には、指導教員を交代させる制度を設ける。
 - (i) アカデミック／パワー／セクシャル・ハラスメントの疑いがある場合
 - (ii) 学生の研究領域と指導教員の専門領域とのズレが大きくなった場合
 - (iii) その他、指導教員を変更することが必要または妥当と研究科が判断する場合

(d) 博士課程入学時の誓約書の提出

- (1) 博士課程の入学時に誓約書を提出する。各大学院生は「真摯に研究に励み、研究上の不正を行わない」旨の誓約書を提出する。

(e) 博士論文作成までの系統的な管理

- (1) 博士論文作成プロセスの時間管理を明確化する。博士論文作成プロセスが十分な時間的余裕を持った計画となるよう指導する。
- (2) 各大学院生に対する研究指導の記録を適切に管理する。学術研究倫理の受講・テスト、各種提出物のチェック、研究指導記録等の管理と保管を行う。そのための情報システム（CourseN@vi 等）の活用も推奨する。
- (3) 指導教員等の決定・変更の記録を徹底する。指導教員および副指導教員を定めた年月日、また変更があった場合はその申請年月日と承認年月日を記録する。

(f) 研究指導の最終過程の明確化

- (1) 博士論文受理までのプロセスを明確にする。博士論文受理の要件および手続に関する規定を明確化して開示するとともに、個々の博士論文について受理プロセスを記録し、適切に保管する。
- (2) 公開による予備審査／中間報告会等を開催する。博士論文執筆の最終段階で、当該大学院生が報告する予備審査／中間報告会等を専攻または研究科が開催する。公開の範囲は、次のいずれかとし、各研究科または各専攻が定める。
 - (i) 学内外に完全公開
 - (ii) 学内に限って公開
 - (iii) 学術院内のみに公開
 - (iv) 研究科内のみに公開
- (3) 予備審査／中間報告会等では、博士論文の執筆継続の可否を判定する。その結果、執筆の継続を認められた大学院生は、指導教員と副指導教員の指導の下に博士論文を執筆し、完成させる。

Ⅲ. 博士論文の審査体制と審査過程

(a) 審査基準・過程の明確化、および博士論文の提出と受理

- (1) 各研究科は、博士学位の審査基準・過程を明確に定めたいうで公表するとともに、審査スケジュールについては、各審査委員が論文を精査するために必要な時間を確保できるようにする。
- (2) 大学院生は、博士論文が完成した際には、指導教授の承認を得た後に、研究科長宛てに博士論文3部(必要に応じて4部以上)と論文概要書を添えて博士学位授与申請書を研究科事務所に提出する。
- (3) 博士学位授与申請書は研究科長宛とし、「研究不正を行わず、適正に博士論文を執筆した」旨の確認文言を含む申請者の署名付き文書とする。
- (4) 研究科長は、当該研究科または当該専攻において定めた博士論文受理の要件を満たしていれば、博士論文を受理する。

- (5) 研究科長は博士論文を受理したときは、当該大学院生が学位を授与できる者か否かについて研究科運営委員会の審査に付さなければならない。

(b) 博士論文の審査委員会の設置とその構成

- (1) 博士論文と博士学位授与申請書が受理された場合は、当該研究科は審査委員会を設置する。審査委員会の構成員は、研究科運営委員会が選任する。
- (2) 指導教員と審査委員会との関係を明確にする。博士学位を申請している大学院生の指導教員が審査委員になるか否かは、次のいずれかを原則とし各研究科または専攻毎に決定する。ただし、いずれの場合もその理由と審査が適正に行なわれることを明確に説明できるようにしておく。
 - (i) 指導教員が審査委員会の主査を務める。
 - (ii) 指導教員が主査ではない審査委員となる。
 - (iii) 指導教員は審査委員にならない。
- (3) 博士論文の課題に応じて、以下のような理由により研究科運営委員会が必要と認める場合は、積極的に研究科外の教員・研究者に副査を依頼する。
 - (i) 審査の専門性の担保：審査の専門性を確保するために、研究科外に当該論文領域を専門とする優れた研究者が存在し、その研究者の参加が適切であると判断される場合には、研究科運営委員会の議を経て、研究科外の専門家を副査として審査委員に選任することができる。
 - (ii) 審査過程と審査の透明性の担保：少人数の同一領域の審査員による審査において透明性の確保が困難となるおそれがある場合は、学内外を問わず研究科外から副査を選任することができる。
- (4) 審査委員の委嘱手続きについては以下のとおりとする。
 - (i) 研究科内の審査委員の委嘱の場合：研究科内の教員の委嘱には、「当該博士論文を真摯に読み、検討し、その学術的意義を公平公正に評価することを要請する」旨の文言を入れた委嘱状を手交する。
 - (ii) 研究科外の審査委員の委嘱の場合：学内外を問わず、研究科外の専門家に審査委員を委嘱する場合は、「当該の博士論文を真摯に読み、検討し、その学術的意義を公平公正に評価することを要請する」旨の文言を入れた委嘱状を送付し、署名入りの承諾書の提出を求める。
- (5) 主査と副査の役割と責任を明確にする。主査は審査期間・審査過程を通じて審査の手續並びに学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むように手配をする。また主査は、審査報告書に関して主な責任を負う。副査は審査期間・審査過程を通じて主査に準ずる責任を負う。

(c) 博士学位審査の期間

- (1) 研究科運営委員会は、博士論文および博士学位授与申請の受理から1年以内に、審査を終了しなければならない。ただし、特段の理由があるときは研究科運営委員会の議を経て、これを延長することができる。

(d) 審査過程における研究不正への対応

- (1) 研究科、専攻および審査委員会は、博士論文における不正の有無を確認する。

- (2) 各研究科または専攻は、博士論文が研究科に受理された後に、当該博士論文につき、電子的類似度判定ソフトを用いて、盗用の有無を精査する。
- (3) 博士論文の審査過程において、不正に学位を取得する意図を持って行われた捏造・改ざん・盗用またはこれらと同視すべき著しく不適切な行為が発見された場合は、不合格とし、当該大学院生を懲戒処分の対象とする。
- (4) 博士論文の審査過程において、上記(3)には該当しない不適切な箇所が発見された場合は、研究の公正性を維持するために必要とされる指導を行い、論文の修正を命ずるものとする。ただし、最終口頭試問終了後に不適切な箇所が発見された場合には、後記 (h) (1)に従って修正を要求することのできる場合を除いて、不合格とする。

(e) 博士論文の最終口頭試問

- (1) 博士論文の最終口頭試問は、審査委員会が主宰する。
- (2) 博士論文の最終口頭試問においては、当該大学院生が十分に自己の学識および博士論文の学術的意義等を審査委員に伝えられるよう、審査委員は適切に配慮する。
- (3) 審査の透明性担保のために最終口頭試問は原則として公開とする。公開の範囲は、次のいずれかとし、各研究科または各専攻が定める。
 - (i) 学内外に完全公開
 - (ii) 学内に限って公開
 - (iii) 学術院内のみに公開
 - (iv) 研究科内のみに公開
- (4) 最終口頭試問までに主査・副査が博士論文を審査する期間は、原則として2週間（最低でも1週間）を確保する。

(f) 博士学位審査における審査委員会の責任と役割

- (1) 最終口頭試問の結果を踏まえて博士論文の可否を判断する第一義的な責任は、その論文を熟読し精査した審査委員によって構成される審査委員会にある。
- (2) 審査委員会は、博士論文の最終審査の結果およびその理由を明確に記載した審査報告書を作成し、可否判定を行う研究科運営委員会または専攻会議等に提出する。審査報告書には審査にあたった主査・副査の全員が署名をし、審査終了後は研究科に保存する。

(g) 博士学位審査における研究科運営委員会および専攻会議の役割と責任

- (1) 博士論文の可否判定結果の最終責任は研究科運営委員会が負う。
- (2) 研究科において、専門領域が多岐にわたる場合、研究科運営委員会と審査委員会の間に中位の会議体として、研究科長会の議を経て、専攻会議等を設置することができる。
- (3) 特別な必要がある場合には、研究科長会の承認を得て、専攻会議の無記名投票による可否の判断を、専攻会議で行われた審査内容と共に研究科運営委員会に報告し承認を得ることによって、博士学位の授与を決定することができる。

- (4) 研究科運営委員会または専攻会議等の構成員が審査対象となった博士論文を予め読むことができるよう、当該博士論文の審査会議までに最低でも1週間は、各会議体の構成員が閲覧する期間を設ける。

(h) 博士論文最終版の提出

- (1) 研究科運営委員会は、研究科運営委員会が予め定めるところに従って、博士論文の部分的な修正を要求することができる。ただし、その修正要求は軽微なものに限る。大学院生は、修正要求を反映させた博士論文を博士論文最終版として研究科長に提出する。
- (2) 上記(1)の博士論文最終版が提出された場合、適切な修正がなされているかどうかを審査委員会の主査と副査全員が確認する。また、主査は修正内容を審査報告書に記載する。
- (3) 大学院生は、上記(2)の手続きで確認された博士論文最終版を電子媒体に納め、研究科事務所に提出する。
- (4) 研究科は、上記(3)に従って提出された博士論文最終版を審査報告書とともに、本学リポジトリに公開する。

ただし、やむを得ない理由がある場合には、大学院生は、研究科運営委員会の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

以 上